

# 桃 源 苑 入 所 利 用 料 金 表

＜ 入 所 ＞

平成26年4月1日

基本料金及び加算の1割負担分 給付制限等がある場合はこの限りではありません 単価(円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費/日 個室	716	763	826	879	932
施設サービス費/日 多床室	792	841	904	957	1011
<b>各種加算料金</b>					
夜勤職員配置加算					24円/日
初期加算(入所日から起算して30日以内に加算)					30円/日
短期集中リハビリテーション実施加算(希望者のみ) <small>(入所から3月以内について、3日/週を上限としたリハビリを実施することによって加算されるもの)</small>					240円/日
認知症短期集中リハビリ実施加算(医師が判断した者) <small>(入所から3月以内について、3日/週を上限としたリハビリを実施することによって加算されるもの)</small>					240円/日
栄養マネジメント加算					14円/日
経口移行加算(該当者のみ) <small>(医師の指示にて、計画に基づき経管栄養から経口への移行を進める場合)</small>					28円/日
経口維持加算(I)(該当者のみ) <small>(医師の指示にて、摂取機能障害で誤嚥の危険性がある方に於いて検査実施後経口摂取を継続していく場合)</small>					28円/日
経口維持加算(II)(該当者のみ) <small>(医師の指示にて、摂取機能障害で誤嚥の危険性がある方に於いて経口摂取を継続していく場合)</small>					5円/日
口腔機能維持管理加算 (H24.5以降体制整備後実施)					30円/月
療養食加算(該当者のみ) (療養食を必要とされる方)					23円/日
※1緊急時治療管理(該当者のみ) (1月に1回、連続する3日を限度)					511円/日
所定疾患施設療養費(該当者のみ) ※1を算定した日は算定不可 <small>(1月に1回、連続する7日を限度)(肺炎、尿路感染症、帯状疱疹の治療必要時)</small>					305円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算(該当者のみ) <small>(入所日より7日を限度)(在宅での生活が困難にて緊急入所の必要がある場合)</small>					200円/日
特定治療(該当者のみ) (医科診療報酬点数表に定める点数に10を乗じた額)					
サービス提供体制強化加算(I)	12円/日 介護福祉士50%以上が在籍				
ターミナルケア加算 苑での看取りを希望される場合 (該当者のみ)	死亡日以前4日以上30日以下 = 160円/日 死亡日前日及び前々日 = 820円/日 死亡日 = 1650円/日				
介護職員処遇改善加算 <small>介護報酬総単位数(基本サービス費+加算・減算)×加算率1.5%(1単位未満四捨五入)×1単位の単価(1円未満切り捨て)</small>					
退所前訪問指導加算 (該当者のみ)					460/回
退所後訪問指導加算 (該当者のみ)					460/回
退所時情報提供加算 (該当者のみ)					500/回
退所時指導加算 (該当者のみ)					400/回
退所前連携加算 (該当者のみ)					500/回
老人訪問看護指示加算 (該当者のみ)					300/回
地域連携診療計画情報提供加算 (該当者のみ)					300/回

食費・居住費の実費負担分

単価(円)

(※負担限度額段階)	(食費)	(個室)	(2人部屋)	(4人部屋)
第1段階	300	490	50	0
第2段階	390	490	370	320
第3段階	650	1310	820	320
基準費用額	1380	1640	820	320

※これら段階は、市町村にて介護保険負担限度額認定申請を行うことによって、段階が決定され当該認定書が市町村より発行されます。苑での判定は出来ませんので、住所地の市町村へお問い合わせください。

日用品費・教養娯楽費の実費負担分

単価(円)

シャンプー・リンス・石鹸・ボディーソープ ・ハンドソープ・義歯洗浄剤・ハミングット ・おしぼり・フェイスタオル・ティッシュペーパー・各種クラブ活動費・個別レク費等	300/日
---	-------

その他実費負担分

単価(円)

洗濯料(業者委託)	360/ネット(消費税別途)
電気料	50/点/日
散髪代	2000/回
・寝具等クリーニング代(汚染時や退所時に発生します)	
・歯科受診を含む病院受診代金など	
・苑内備品及び設備等破損の場合は相当額を請求	